

# 3. 道路

[1] 歩道等(歩道・自転車歩行者道)

[2] 立体横断施設(横断歩道橋・地下横断歩道)

## □道路整備に当たっての基本方針

道路は、すべての人の生活の基盤であり、道路利用者は極めて多様である。

福祉のまちづくりとしての道路の整備においては、高齢者や障害者等が積極的に社会参加できる環境をつくるため、高齢者や障害者を含むすべての人の安全かつ円滑な移動と連続性を確保する視点が必要である。

- ・ 高齢者や障害者を含むすべての人が安全に歩行、移動ができるよう、歩車道の分離、歩道等における十分な幅及び平坦性の確保、垂直方向への移動、積雪時の歩行空間の確保等に配慮した整備を行う。
- ・ すべての人が自由かつ広範囲に移動できるよう、歩行空間の連続性を確保する。特に多くの人々が利用する機会の多い駅やバスターミナルなどの周辺や、公共施設や商業施設などが集中しているエリアについて重点的に整備を進める。